

九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書

九州電力は、当初川内原発の敷地内に緊急時対策所を含む『免震重要棟』を平成27年度中に建設することを前提に、原子力規制委員会に、設置許可変更申請を提出し審査を受けた。そして原子力規制委員会は、平成25年9月10日に設置許可変更許可を出し、同年11月7日に知事は再稼動に同意をしました。

しかし、九州電力は2号機営業運転開始から1か月後の12月17日には、『免震重要棟』建設を撤回し、現在ある耐震構造の代替緊急時対策所を緊急時対策所とし、その隣に「耐震支援棟」を建設する設置変更許可を原子力規制委員会に提出しました。

このことは鹿児島県民への約束の反故であり、福島第一・第二原発での教訓（免震構造の有効性）を活かしたものとは思えません。

「免震重要棟」の建設は、最も安全を重要視すべき事業者としての責務だと考えます。

玄海原発でも九州電力は『免震重要棟』建設撤回を発表しましたが、立地県の佐賀県山口知事は、『九州電力が玄海原発の免震重要棟を再検討していることに関し、「やると言ったものはやるべき。信頼関係の問題だ」と計画通り建設すべきとの考えを示した。』（平成28年1月20日）その結果、玄海原発での免震重要棟に関しては白紙としました。

以上のことから、鹿児島県知事に対して、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月25日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿